

平成 29 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 11 月 8 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 11 月 8 日 午前 11 時 28 分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

(1) ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定について

その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	高木 将延	副委員長	野呂 和久
委員	伊藤 健二	委員	川上 文浩
委員	酒井 正司	委員	渡辺 仁美
委員	大平 伸二		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	吉田 隆司	環境課長	杉山 徳明
------	-------	------	-------

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡邊 ちえ	議会事務局 書記	林 桂太郎
-------------	-------	-------------	-------

○委員長（高木将延君） ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、報告事項、ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（吉田隆司君） ダイセキ環境ソリューションとの公害防止協定につきましては、議員の皆様からさまざまな意見を以前いただいております、その意見を、それから市民の意見を反映させる形で最終形ができました。

前回は、平成 29 年 10 月 6 日に建設市民委員会をお開きいただきまして、その中では骨子ということで説明させていただきました。これは相手のダイセキ環境ソリューションと岐阜県、それからあと成文化において市の行政係との調整ができていなかったということで、10 月 6 日ではちょっと成文化したものをお示しできませんでしたが、その後、ダイセキ環境ソリューション、それから岐阜県、それから市の内部的にも決裁がおりまして、平成 29 年 11 月 1 日付で正式な公害防止協定を締結いたしました。サイボウズにおいて、議員の皆様には事前にお配りをさせていただいたということになっておりますけれども、今回はその成文化されたものをもって、それと資料としては特徴というものをつけまして、再度最終形についての説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、担当課長から説明を申し上げます。

○環境課長（杉山徳明君） よろしくお願いたします。

まず資料の御説明をさせてもらう前に、以前にお示しをさせてもらっていた岐阜県の公害防止協定の協定書と大幅に変えてあるということ、見ていただければわかるんですけど、大幅に変えさせてもらいました。といいますのは、一番大きくは岐阜県の協定書の中には土壌汚染対策法に係る規定がなかったということ。前回もお話をさせてもらいましたが、そのこともありまして総務課のほうとも相談をして可児市のスタイルに合わせた形で協定書を結ぶほうがよかろうということで、条の入れかえも含めて全面的に見直しをして今回お示しさせてもらっている協定書の形にさせてもらっています。

したがいまして、前回までにごらんいただいております協定書と条がずれておりますし、内容的にも若干表現の仕方が変わっておりますので、そのあたりをじっくり見ていただきまして、また御意見等もしありましたらお伺いして説明させていただきたいと思っておりますので、本日はお配りをいたしました資料 1 のところで、協定書の全体の特徴を改めて御説明をさせていただきますと思います。

まず、本協定の特徴についてでございますが、公害防止協定、今お話をしましたようにここにも書かせてもらっていますけれども、土壌汚染対策法に書かれている項目が県の協定にはないので、追加して作成したものです。あわせて水処理の特定施設を有していない工場で

ありますけれども、法令上の排水基準の規制を遵守していくということを事業者が言っていますので、土壤汚染対策法に基づく排水を持つ事業者と同等の基準で今回の協定の基準を進めてまいりました。後ほど少し細かく御説明しますが、排水基準といいますのは我々が通常自然界で公害、あるいは環境に着目する場合の環境基準というものの約 10 倍のものと 10 倍になっているものをございまして、その排水基準に基づいて会社側が違反をしていない、あるいは不適正なものは流していないよというのについては、若干市として、あるいは市民の方々としては不満なところがあるよねということで、環境基準という 10 分の 1 の数値なんですけど、そのものを捉えて、この間ずうっとやってまいりました。中では、会社として法に基づくものは守っているので、環境基準では無理ですというようなこともありましたけれども、結果的には条項も含めて整理をできたというのが今回の特徴の一番大きなところかなあというところですよ。

そして、もう一点が、周辺環境を見つめていく中で恐らくダンプトラックが往来することになるので、交通環境というのが可能性として不足が生じることがあるよねということで、特に交通の渋滞に関するところについては、条項で盛り込みながらそれに付随する部分でもう一つ下でマニュアル、あるいは規程というのを両方で協議してつくっていただいて、それに基づいて事業を進めてもらうという形のものにしました。したがって、県の示す公害防止協定と違いますのは土壤汚染対策法が入っていること、そして水質に関するところが通常の考え方ですと協定値に基づく何かの活動を進めていくんですけども、今回はそれにプラス環境基準というものに基づいて会社側が動いてもらうような形にしたところ、そして交通渋滞等の環境に対する保全も含めて入れ込んだところ、それが協定としては大きなところですよ。

あわせて、後ほど少しお話をしますが、各種のマニュアル、3 つマニュアルをつくりましたけど、協定の下支えとしてマニュアルをつくって進めていくということで特色もっております。

今大体、全体をお話ししましたがけれども、(1)からもう一度確認をさせていただきたいと思いますので協定書も見ながらになると思いますけれども、御案内をさせていただきますのでお願いします。

まず、今お話ししましたマニュアル、あるいは規程に基づいて自主管理をしていっていただきたいというものが、協定書でいいますと 4 条になります。公害防止協定に基づくものとして汚染土壌の運搬規程というもの、それから処理施設の点検マニュアル、さらに緊急時対応マニュアルということで、現在まだこれから詰めていくところもございまして、おおむねの考え方をお話ししますと汚染土壌の運搬規程といいますのは、環境省が示す土壌汚染に係る運搬をする車両に対してガイドラインというものがあります。そのガイドラインに基づくものと、それから市としてはどこをどう通ってくるんですかねというようなところを規定していきたいということです。現状は、御存じのように二野の工業用地、あるいは工業団地のほうに入ってくる道というのは北から進入することしかできませんけれども、前回もお話をしたように数年後には開通をしていくということなので、一方通行にしてくださいとかとい

うことも今後考えていくために運搬規程というのを入れさせてもらいました。

それから、処理施設の点検マニュアルといいますのは、処理施設において時々点検をされることになるだろうけれども、どういう点検をされるんですかということを知った上で、ここは不足しているのものでそのものは点検の中に追加してくださいとか、あるいはこういったことを今後進めていく上で、この部分は点検の中に入れてください、あるいは施設の管理として見てくださいというものを改めて協議していきたいということを考えています。

最後の緊急時対応マニュアルといいますのは、最近言われています災害も含めて豪雨災害等のときにどういった処理をしていただけるんですかということを知って事前に打ち合わせることで、リスク管理をしてもらうということを考えております。

2番目の汚染土壌の搬入について、発生現場とそれから搬出先についての報告、あるいは届け出をしてくださいというのが協定の5条のところで書いてあります。これについては前回は御説明をしましたが、どこの土がどんな物質を含んでいるか事前に調べることでありますので、先にお知らせくださいと。どうやって処理をしたものを各区画に運ぶんですかということも含めて届け出をしてくださいと。あわせて、処理したものについてはどこに持っていくんですかということを知って事前に届けていただく。処理後については、事前に届けていただいたものがしっかり現場に残らずにそれぞれのところに搬出されたかどうかの報告をいただくと。ロット等については、これからちょっと協議をして進めていく関係で様式までは定めておりませんが、操業までにしっかりとした様式で進めていながら、恐らく事業進捗の中でふぐあいが出てくると思いますので、都度協議をしていこうというふうを考えております。

3番目については、先ほどお話ししました交通渋滞の関係についてしっかりと取り組んでもらうように書かせてもらいました。

4つ目が協定の7条で、車両1台ごとに空間放射線量を測定してくださいということと従業員の方に年間の暴露量を基準として持っていかれるということを知りましたので、その従業員の方の被曝量といいますか、そういったものを管理されているものについてもお示しくださいねという形でまとめさせてもらいました。

5つ目の協定の8条では、先ほどお話ししました排水に関して、特に調整池の出口においてモニタリングをする中で、排水基準、あるいは協定の中の基準ではなく環境基準に基づいて動いてもらうような形の結びをしました。

最後に、6番目で粉じん、騒音に対する苦情については、しっかり対処法を定めながら協定の中で進めていきたいと思いますという形で取りまとめをさせてもらいました。

少し説明の中でわかりにくいところが多分あると思いますので、資料の2の3枚めくっていただいたところに環境保全に関する基準書というのが掲げてあります。今私のほうで説明をさせてもらいましたのは、項目でいいますと3項目の水質調整池吐き出し口、それから裏側の地下水というところが2つ、少し数字が違うので見比べてもらえるといいですが、下の久々利川も同じなんですけど、調整池吐き出し口の一番上のカドミウム及びその化合物と

このように見ていただくと、法令基準、これは土壌汚染対策法の排水施設の法令基準が 0.03 ミリグラムパーリットルに対して、この協定値では 0.03 ミリグラムパーリットルで捉えておりますけれども、その下の久々利川のところを見ていただくと、カドミウム及びその化合物の法令基準、これが環境基準の数字なんですけど、0.003 ミリグラムパーリットルということで、例えてお話をするとカドミウムが調整池の吐き出し口で自主採取したものが 0.004 になったとすると、これはこの事業者から出ておる水が環境基準に比して高いので、どんなことが原因でこの水が環境基準を上回ったんですかねということ協議しながら、もし事業者の責任、あるいは起因するもので 0.004 になっておるのであれば、対処方法を考えて取り組んでくださいねということがこの協定書の中に盛り込んであるということです。

最後に、一番最後のページのところで測定箇所というのが書いてありますけど、カラーでお持ちですよ、白黒ですか。多分黄色いところがポイントとして見えないので、前回もお示しをさせてもらっていますけど、ここに東明小学校のすぐ西側のところの市道沿いに黄色いポイントがありますので、それが大気の大気道路の 1カ所というところがそこに示してありますので、前回資料はカラーで、そのところは同じポイントで入っていますので、そこだけ御確認いただくとありがたいなと思います。説明は以上でございます。

○委員長（高木将延君） これより質疑を行います。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 質問ではないんですけど、この前東北を見に行くと、秋田県大館市の乾式の設備を見た。直接それはそれで、また報告を共有しあえると思うんですけど、気がついたのは大量の、ちょうど選挙期間中に台風が 2 回ぐらい来たよね。あのときに時間雨量で 120 ミリが最大値で降ったそうですわ、その炭鉱跡地。今もそこは地下何百メートルか掘って処理していて、日本でも唯一だか何だか最初にして最高能力の選別機械があつてどうのこうのをいろいろ説明されたけど、あの施設も含めて大量に雨が降ったのが、結局、極端な言い方だけど一滴漏らさず処理をします。要するに水は囲って、もとはといえば空から降ってきた雨水なんですけど、時間 120 ミリリットル降っちゃうとすごい量になるということで、最初に目に入ったのはどでかい水槽、半径が 18 か 20 メートルぐらいだから直径でいうと 36 から 40 メートルぐらいのこういう大きい、厚みがかたないんですけど三、四メートル、下手すると 5 メートルぐらいある巨大な水槽が 2 基あつて、それがほぼ満杯になったそうです。今どれだけ入っているのと言ったら、もうずうずう減らしていくから、あなたも行って見たね、あれですよ。あれがほぼいっぱいになったと。いっぱいになって、じゃあ、ざあっと流せるかと言ったら沈殿させて処理して流していくので時間がかかると。何か二、三週間かかって、今回降ったやつは約 3 週間ぐらいかかっちゃうぐらいの雨量だったと。

これと比べると可児市にできる装置はどうなんですかと言って、あなたもよう見たでしょうと言ってダイセキ環境ソリューションから来ていただいた新しい担当者の人にこれはどちらが大きいと言ったら、うちのははるかに小さいですと言った。つまり、そこにできるものは小さいと。可児に今のところ 90 か 100 ミリぐらいが過去最大値みたいだけれども、120

ミリ降らないということもないわね、過去の経験から言って。

だからあなたもさっき言ったけど、災害時等を含めたリスク管理で、一滴も漏らさず降ったやつを必要なところへちゃんと沈殿させてというか水を集めて、吐出口から吐き出すときにもこういうデータがチェックされるということも必要だし、それからいうと今回の工場設計は貯水能力がやっぱり小さ過ぎるんじゃないかと、面積に対してね。上から降ってくる雨に対して。そういう点であそこがウイークポイントになるんじゃないかなあということは思ったので、今問題点は指摘しがてら調査もやって、それぞれの水域については管理基準値が違うというのも認識しながら、適正に対処させていくということが必要だなというのはすごく大事な視点で、なかなか向こうはうんと言わなかったと思うけど、ここまでよく持っていたなあというふうに感想を含めて思いましたんで、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（高木将延君） そのほか、ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

それでは、この件については終了といたします。執行部の皆さん、ありがとうございます。

それでは、その他事項に入りたいと思ひます。

まず次回の委員会なんですが、平成 29 年 11 月 21 日に事前開催ということで行いたいと思ひます。設置管理条例を 2 件ほど 12 月議会に制定されるということで伺っておりますので、それについての説明を執行部のほうから受けたいと思っております。そのほかにも、この前の研修の振り返り等も一緒にやりたいなと思っております。研修のほうは皆さんに考察のほうの提出をお願いしております。データで、期限を言っていなかったんですが来週の月曜日までに事務局のほうに一度出していただけるとありがたいなと思っております。

協議事項等で事前委員会のほうでやっておきたいこと等ありましたらここで伺ひいたしますが、何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

とりあえずは、この 2 点で開催の予定にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

そのほか、委員の皆様から意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、本日の委員会はこれにて終了いたします。皆様お疲れさまでございました。

閉会 午前 11 時 51 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 11 月 8 日